

## 事業者団体を通じた適正な住宅リフォーム事業の推進に関する検討会（第3回）

### 議事概要

日時：平成26年4月17日（木）9:30～11:30

場所：中央合同庁舎3号館11階特別会議室

#### 1. 国土交通省からの説明

事務局より、資料に沿って、事業者団体を通じた適正な住宅リフォーム事業の推進に関する制度案について説明。

#### 2. 委員指摘事項・主なやりとり

##### ●構成員の資格・能力について

○必要な知識及び技術のイメージについては、より明確に定めるべきではないかという意見があった。

##### ●団体構成員での連携について

○契約後、リフォーム工事を行う段階で、問題があった場合に適切に対応できるよう、団体構成員が相互に協力しあうよう努めるよう定めるべきではないかという意見があった。

○一方、国からの構成員の相互協力に関する指導は法律上問題になる可能性があり、団体の任意の取組みとして整理すべきではないかという意見もあった。

##### ●本制度の利用方法について

○消費者が事業者を選ぶ前段階として、団体を選ばなければならなくなってしまうことにはならないか。消費者目線での具体的な利用方法について教えて欲しいという意見があった。

##### ●検索サイトについて

○消費者がリフォーム事業者を選択する際に活用しているリフォーム事業者検索サイトと、本制度との関係はどう整理するかという意見があった。

○一方、本制度の対象とはせず、任意にきめ細やかな情報提供を行う別の仕組みということで良いのではないかという意見もあった。

##### ●消費者相談窓口について

○事業者団体の信頼度向上のため、相談だけでなく、紛争処理のあっせん等まで行うべきではないかという意見があった。

○業界の現状から、相談窓口の設置だけでもレベルが高く、紛争処理のあっせん等まで加えるのは過度な負担になるのではないかという意見があった。

○あっせん等は専門的知識が必要。公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが行う制度のレベルが高いので、そうした関係機関と連携できれば足りるのではないかという意見があった。

●瑕疵保険への加入について

○団体が定める一定金額以上の工事につき瑕疵保険の加入を求めることについて、工事を分けて契約すると、抜け道になってしまうという意見があった。

●書面の交付について

○契約時に書面を交付しても、紛争発生時には消費者が書面を持っていない事が多いため、事業者が書面を保管させるようにしてはどうかという意見があった。

3. とりまとめの扱いについて

検討会を踏まえた最終的なとりまとめの扱いについては、座長に一任することで各委員了解。